

令和5年第11回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年10月25日（火）第11回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所中会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田野井 要一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書1ページの1番、2番、3番、4番の件について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。また、議案書6ページの7番、8番、9番、10番の件について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時02分、第11回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

3番 竹 澤 靖 委員、12番 神 長 守 雄 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主事） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買 3 件、贈与 2 件、営農型太陽光発電設備への転用に伴う区分地上権 1 件、合計 6 件の許可申請が提出されました。別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎神長守雄委員 5 番の件ですが、10 月 16 日に市役所会議室において私と神長推進委員、事務局職員と一緒に、譲受人である●●さんの面談を行いました。本人はやる気満々で、そばと果樹をやりたいという意向でした。蕎麦打ちに関してはかなりの腕前ようです。10 月 20 日には推進委員と一緒に現地を見て回りましたが、玉田町の農地は北鹿沼駅から東に 500 m 程の市街化区域との境にある農地で、こちらはそば栽培には不向きな感じで果樹ならできると思いました。茂呂の方は草刈りして耕耘すれば、そば栽培はできると思います。何より本人はやる気があり、退職して間もない若い年齢でもありますのでやっていけると思います。よろしく願います。6 番の件は、花木センターの東に高麗神社がありまして、そこから南へ約 400 m 位のところです。譲受人は現役の会社員でそこに住宅を購入しまして、その宅地に隣接している農地になります。自家野菜を作るということです。こちらも現地を確認しましたが、遊休地化していた農地を重機で農地に復元していましたので大丈夫だと思います。

◎小平敏男委員 7 番と 8 番についてですが、両方とも贈与で譲受人は●●さんになります。譲渡人は 7 番が●●さん、8 番が●●さんで、3 人は兄弟です。元々は親が亡くなった時に遺産分けしたのですが現実には長男である●●さんが管理をしていました。今回、管理ができる石塚和夫さんに譲ることにしたものです。問題はありませぬのでご承認の程よろしく願います。

◎安生芳子委員 9 番の件ですが、●●さんから●●さんへの売買ですが、●●さんは元々は磯町に住んでいたということでした。現地を見ましたが事務局の説明のとおり問題は無いと思いますのでご承認をお願いいたします。

◎金子重博委員 10 番、中粕尾の件は、農業所有適格法人の●●から東京都江戸川区の●●さんへの区分地上権設定です。●●さんは●●の取締役で法人所属の農業従事者です。●●は中粕尾に営農型太陽光発電設備の整備を進めており、土地の名義を個人にするものであり

まして、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、5番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。4ページをお開きください。1番、下日向における●●さん申請の農家用住宅敷地拡張への転用については、東、南、北を宅地、西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。なお本件は、許可前に農地として適切でない利用をしていたことから始末書付きとなっております。以上4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎竹澤 靖委員 10月19日に私と神長委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。下日向の件は、先ほど事務局で説明したとおり住宅の中に隣接した農地です。地図を見ていただければ分かると思いますが、住宅の横から北に向けて既に昭和の時代からの建物が存在しておりまして、そこに関しては始末書付きという判断をしてまいりました。ただ手前の方は野菜等を栽培していたのでそちらは問題無いと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎関口 清委員 下日向の●●さんの申請の件は農家住宅地の拡張です。現地調査員の報告のとおり申請地の一部に建物が建っておりますので、始末書の提出をさせることでご承認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明

---

いたします。5ページをお開きください。1番、玉田町における●●さん申請の一般住宅への転用については、西及び南を農地、東を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。2番、富岡における●●申請の土干場への転用については、西を畑、東及び南を道路、北を雑種地に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、富岡における●●さん申請の進入路への一時転用については、東及び西を畑、南を道路、北を山林に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、御成橋町2丁目における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、南北を畑、東を道路、西を道路に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番及び6番は、いずれも花岡町における●●申請の太陽光発電設備への転用であり、近隣地のため一括して説明いたします。申請場所は近隣地ですが、権利区分が異なることと、太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているため申請も分かれています。5番は、南を田及び水路、東西を道路、北を水路及び道路に囲まれた農地であり、売買による所有権移転を行います。6番は、東西南北を道路に囲まれた農地であり、売買による所有権移転を行います。なお申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番から10番までは申請者から取下げ願が出されたため取下げとなりました。11番、上南摩町における鹿沼市申請の林道への転用については、東西南北を畑、道路及び山林に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。12番、上石川における●●申請の園芸用土への一時転用については、南北及び西を畑、東を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。13番、上石川における●●さん申請の園芸用土採取への一時転用については、東西を畑、南を山林、北を宅地及び道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。14番、上石川における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、東を道路、西及び南を山林、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。15番、白桑田における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、西を畑及び山林、東を道路及び山林、南を山林、北を道路、宅地及び山林に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。16番、中粕尾における●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、西を畑、東南を道路、北を山林に囲まれた農地で、太陽光発電設備の下でいちごを栽培する予定です。なお、当該申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和8年までの3年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられ、かつ、一時転用期間満了後も事業を継続する場合は、再度転用許可申請を行うことが必要となります。17番、上永野における●●さん申請の農業用施設用地への転用については、東と北を道路、西を山林及び宅地、南を宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用13件となります。お手元の調査書どおり許可基準

を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた

◎竹澤 靖委員 1番、玉田町の件ですが、こちらは鹿沼市消防北分署から南西へ約150mの地点でございます。地図を見ていただくと分かるように進入路も確保しており、何ら問題無いと見てまいりました。2番、富岡の件ですが、鹿沼市斎場から北へ約2kmの地点でございます。こちらは何ら問題無いと見てまいりました。3番、富岡の件ですが、こちらは先ほどの2番から北に約300mの所になります。奥にある非農地の部分の園芸用土を採取するための進入路の一時転用でございます。こちらは何ら問題無いと見てまいりました。4番、北中学校から北へ約300mのところでございます。こちらは何ら問題無いと見てまいりました。5番と6番は一括してご説明したいと思っております。こちらは新鹿沼駅から西へ900mのところでございます。現状を見てまいりましたが何ら問題無いと見てまいりました。

◎神長守雄委員 11番、場所は南摩小学校から北に約1kmのところの林道です。周囲の状況から問題は無いと思っております。12番はトープモータースクールの手前約700mのところの園芸用土採取の一時転用で、周囲の状況から問題は無いと思っております。13番は早乙女生コンから北西へ約500mのところ、こちら園芸用土採取の一時転用です。周囲の状況から問題は無いと思っております。14番は早乙女生コンから南西へ約600mのところ、園芸用土採取の一時転用です。周囲の状況から問題は無いと思っております。15番の白桑田は津田小学校から北へ約1.2kmの高台のところ、園芸用土採取の一時転用です。周囲の状況から問題は無いと思っております。16番の中粕尾ですが、粕尾コミュニティセンターから北西へ約900mのところ、周囲には太陽光発電設備が既に設置されていますので、こちら問題無いと思っております。17番の上永野は永野コミュニティセンターのすぐ隣で、農業用ハウスを建てるということですので、こちら問題無いと思っております。よろしくお願いいたします。

◎田野井晃造委員 1番、玉田町の件ですが、一般住宅建設のための転用であり、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしく申し上げます。2番、富岡の件ですが、畑を土干場にするもので、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしく申し上げます。3番は園芸用土採取のための進入路で一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしく申し上げます。

◎関口 清委員 4番、御成橋町2丁目の件は、御成橋町2丁目の農業、●●さんから、仁神堂町の●●への賃貸借設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いします。5番、6番は隣接してございますので一括して説明します。5番は花岡町の●●さんから、6番は日吉町の●●さんからそれぞれ、東京都港区の●●への売買による太陽光発電設備への転用ですが、現地調査の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎奈良茂男委員 11番、上南摩町の件は、皆さんもご存知だと思いますが思川開発事業で南摩ダムを建設中です。それに伴う水特法による林道工事の鹿沼市からの申請です。この林道が出来ると、今まで耕作されてなかった農地がまた耕作できるようになるのではないかと地元では期待をしております。鹿沼市への使用貸借権設定でありますので、別段問題は無いと思いますので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 12番、上石川の件は、同じ上石川の●●さんから緑町の園芸用土採取販売業の●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。13番、上石川の件は、幸町の●●さんから西茂呂の●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。14番、上石川の件は、上石川の●●さんから緑町の●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎松井研吉委員 8番、白桑田の件ですが、●●さん、●●さん、●●さんから●●への園芸用土採取の一時転用です。問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしくお願ひします。

◎金子重博委員 16番、中粕尾の件は、議案第1号の10番の●●と●●さんの件で、賃貸権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。17番、上永野の件は、西茂呂の●●さん、壬生町の●●さんから、上永野の●●さんへの売買です。●●さんは上永野で麻栽培をしており、農業用施設として麻の乾燥ハウスを建てるとのことです。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番及び11番から17番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年10月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書10ページをご覧ください。所有権移転が1件、1筆、2,973㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第5号「農用地利用配分計画に係る意見について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用配分計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聴くものとされています。この度、受け手から返還を受けた農地を、再度、別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が出されました。議案書には配分計画に係る利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書11ページから12ページをご覧ください。再配分に係る利用権設定が4件、13筆、17,915㎡となっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番及び2番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時55分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年10月25日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

